

第一回國會 衆議院 農林委員會會議錄 第十六号

昭和二十二年八月二十七日(水曜日)

午後一時五十分開議

出席委員 野濤 勝君

委員 長 野濤 勝君

理事 野濤 俊英君 野濤 鈴木 彌平君

理事 野濤 隆太郎君 野濤 秋原 壽雄君

理事 野濤 北 二郎君

理事 野濤 新市君 田中 健吉君

理事 野濤 永井勝次郎君 成瀬喜五郎君

理事 野濤 細野三千雄君 松澤 一君

理事 野濤 水野 突郎君 小野瀬忠兵衛君

理事 野濤 小林 運美君 佐々木秀世君

理事 野濤 關根 久藏君 國司 安正君

理事 野濤 寺本 齋君 中垣 國男君

理事 野濤 八木 一郎君 小川原政信君

理事 野濤 重富 卓君 松野 頼三君

理事 野濤 梁井 淳二君 山村新治郎君

理事 野濤 坪井 龜藏君 的場金右衛門君

出席國務大臣 農林大臣 平野 力三君

出席政府委員 農林政務次官 井上 良次君

農林事務官 山添 利作君

農林事務官 平田左武郎君

八月二十六日 農産種苗法案(内閣提出、参議院送付)(第四八號) 新炭産給納節制特別會計法を改正する法律案(内閣提出)(第四九號) 未利用地耕作利用臨時措置法案(内閣提出)(第五〇號)

本日の會議に付した事件 農産協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

第一類第九号 農林委員會會議錄 第十六号 昭和二十二年八月二十七日

農産協同組合法の制定に伴う農産團體の整理等に関する法律案(内閣提出)(第三〇號)

野濤委員長 會議を開きます。

八木委員 本日の新聞を見ますとだいたい審議中の法案と密接な関係のある重大問題が載っておりますから、この際緊急質問をいたしたいと思ひます。

野濤委員長 本法案に關係のあるものと認めまして、發言を許します。

八木委員 今朝の新聞に農産生産調整法及び主要食糧の供出割當に關する閣議決定という記事が出ております。これは農産協同組合法案とも非常なる關係があるばかりでなく、本委員會が取上げております供出の問題、その他との關係が甚大であると信じます。かかる問題は新聞に公表する前に、閣議の審査に付する前に、適當なる方法において協議あるいは打合せをなすべきが、順序であるように考へるのであります。農林委員會が常時ここに開會中のこの際、突如として新聞に發表をする前に、なぜ本委員會にこの内容についての打合せをしなかつたか。委員會の機能を無視するやうなこの處置について、委員長はどう考へておりますか。まず委員長の所見を伺ひ、政府に質したいと思ひます。

野濤委員長 だいたい八木委員の御意見に對しましては、ごもつともだと思つております。よつて後刻農林大臣が見えた際に、私から農林大臣にその意圖を質すことになつたと思ひます。

順位によりまして質問を繼續することになつた。成瀬委員。

成瀬委員 私の質問は農林大臣の出席を待ちまして質問したいと思ふのでありますけれども、いろいろの情勢からいたしまして、政府委員にお尋ねしてみたい。

野濤委員長 農林大臣はすぐ見えませんから、大臣に關する質問はあとにされまして、その他の質問を先にお願ひしたいと思ひます。

成瀬委員 それでは大臣に對する質問は後回しにいたしました。法文に對する小さい點からお伺ひしたいと思ふのであります。まず第一にこの法案におきまして私のお尋ねしたいのは、第三條にありますところの農産協同組合は、また連合會は法人とする。これに對しましては、これらの役職員は公職である。公職に準ずるものであるというやうな一昨日の御答辭でありました。これらの影響するところは非常に大きいのであります。公職に準ずるといふやうになりますれば、これに對するところの何か確認をすべき方途を講じなくてはならぬと考へるのであります。この點を再びお伺ひしたい。

次にお伺ひしたいのは、第九條の農民と言ひ、農産というところの、この基本的な問題でありまして、この解釋をどの程度にするか。豚一匹飼つておりましたも畜産であります。あるいはまた一段だけの菜園を営んでおりましたも農民であるというふうにも解釋されるが、農産資産その他においては一段、曾ての農産園においては三段という解釋もあつたのであります。農民、農産の解釋の基準をどこにおくか、御答辭願ひたい。

次に出資組合はすなわち實行組合であるという解釋であるか。實行組合においても、近時肥料の共同購入、脱穀機の共同購入等の面において、出資を必要とする點が非常に多くなつておるが、そういう非出資組合をいま法律でこしらへるならば、非出資組合と出資組合との連合會なるものあり方については、どこに目安をおくか。現在一町村を單位として農産團體法においてはやつておるが、一町村において連合會ができ、一郡であるいは縣で連合會ができるのであります。かような場合における大體の目安をどこにおくか。また非出資組合と出資組合の異なる連合會ができるとも考へられるのであります。かような點について御答辭願ひたい。また金融の問題であります。指導、購買、販賣という會での農産、産産組合の二つの流れに分れるのであります。この法案によればもつぱら金融面だけが分離されることになつておるが、これは町村において異つた連合會、あるいは縣において異つた金融連合會をもつことになつておられるのであります。金融方面のことでありましたならば、金融方面における相當の經濟的影響を考へるときに、はたしてそれがうまくいくか

どうか疑念をもつのであります。これらに對する連合會のあり方について御答辭願ひたい。

次は第十三條の出資組合の出資十口以上有しなければならぬということ、従前の産産組合と同じやうないき方であるし、その場合においては、一口の出資といふものは、あるいは十口、二十口ということによつて、これが營利を目的としない、最大の奉仕を目的とする組合においては、かような出資を多くもつことによつて、精神的、社會的に従來と同じやうな弊害を生ずるのではなからうかと考へます。これはいかなる點から、かやうになされたのであるか、御伺ひしたい。次に連組合といふことであるが、これは隨所にあります。連組合員は職決議及び選舉權を有しないとはつきりしております。これはボツダム宣言の農民解放令の本旨に基いて立案されたものであるとわれは考へておるが、しかしながら連組合員が最も大切な執行機關における理事の席を四分の一占めるといふことは、その本來の目的に反するのであります。それから、たゞ四分の一であつても、現在進行中の農地委員會における保守勢力の壓倒的であるといふことが各方面に見られる場合、連組合員の理事就任は四分の一残すといふことは本精神を滅却するのではなからうかと考へます。その點に對する御答辭を願ひたい。なお十七條において組合は、定款に定めるところにより、組合員に經費を負担させるこ

とができるとあります。これは段別割、経営規模割等によりまして、農業團體におけるところの、これらの經費を負担させるものであらうと考へるのでありまして、受益分量から考へますと、それは當然なき方でありまして、はたして経営規模面積により、あるいは段別等についても、従来の方法によつてなされていくものであるかどうかが、こういうことをお尋ね申し上げたい。また第十九條の「組合員が當該組合の施設の一部を専ら利用すべき旨の契約を組合員と締結することができ

る。」というところについても、何がゆゑに組合員といふことに極限されておるか、これは非組合員でありまして、米、麥、その他の保管の立場において、倉庫等の契約、賃借をしなければならぬ點も多くあると思ふのであつて、さうな點をもう少し幅の廣い解釋にすべきものでなからうかといふふうな考へでおるのであります。この組合員に極限せられておるところの御意見をひとつ承りたい。それから第二十條の「現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な條件を附してはならない。」それは文字の上におきましては非常に結構なようであるけれども、しかしながらせつかく粒々辛苦いたしまして相當の業績をあげておるところで、新規加入者は、俗に言う所い人間がはいつて来た際に、他の團體におきましては加入金を徴収する。適當な加入金を徴収するといふことは、常識判斷上これは當然のことであると思へるのであるが、さうなことをなさしめないといふことは、あまりにも不合理ではなからうか、かような點を考へる場合においては、私どもはこれらの

條項を削除する必要があるだらうと考へておるのであります。これに對する御意見を承りたい。それから第二十二條において「組合員は、左の事由に因つて脱退する。」といふことがいろいろあるのでありますが、しかしこれらの中第二項の第三において「その他定款で定める行爲をした組合員」これはどうも文字の解釋か、私に判斷しかねるのであります。その他定款で定める行爲をした組合員がなぜいけな

いのか、これは私の字の解釋の間違いであるかもしれませんが、最初の一におきまして「長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員」は除名するということになります。三におきては、その他定款の定める行爲をした組合員、定款の定めたる行爲、これを違率することは、これは組合員は當然なこと、これを守つた組合員も除名するといふことは、これはどうもはなはだ字句の解釋に苦しんでおるといふことになるのであります。この點の御説明を願ひたい。それから第三十條の「四分の三は組合員でなければならぬ」といふ點を明確にしていただきたい。それから第四十二條、これもやはり今の點に關連して參事及び會計主任の選任及び解任は理事の過半数によつてこれを決定する。これは理事が選舉權をもつといふ點について相當矛盾しておるやうに考へるが、これもお伺ひしたい。第六十四條の五の「第一項の」という中にあります「農業協同組合連合會は、會員(准組合員を除く。)が一人になつたことに因つて解散する。」かような極端なことは私どもの常識におきましては知らないものであります。かような一人になつてやるといふ

ことは、私どもは連合會なるものであるがために、一組合員一組合である、一會員すなわち一組合であるといふやうに解釋してよいと思ふのであります。けれども、この文字の使ひ方が「會員」とあるしましたその次に「一人になつたことに因つて」といふことになつておられます。これは、組合を一人といふことを對象とする場合におきましてはいさ知らず、文字の解釋におきましては非常に紛わしいのであります。二以上のものが連合會をつくるのが建前であるといふことになれば、一組合になつた場合におきましては、連合會としての機能を發揮することができません。従つて當然解散することが必要でありませぬけれども、これは文字の使ひ方がどうもはつきりいたしません。第八十三條におきましては「出資第一回の拂込のあつたことを證する書面」これが従来の株式における扱ひにおきましても紛わしいのであります。實際上の金額を拂込まなくとも、單に書類によつてのみさういつたことの登記を進めることができるということに相なるのであります。この點につきましてどの程度のお氣持をもつてきめておられるか。それは他の民間諸會社のこれまでの弊害をよく考へてみる場合におきまして、もう少し強き方途を講ずべきものではなからうかと考へるのであります。以上私は大體各條條にわたりましたので質問をいたしまして、後で農林大臣に對しての質問をいたしたいと思ふのであります。以上政府委員の方から御答辯をお願いしたいと思ひます。

○山添政府委員 第一點は協同組合の役員が公職になるかどうかという問題

いて、最も魅力をもつ農業協同組合の役員の手帳が相當深刻に行われるものであると考へる場合におきましては、公職の追放等のこれらの重要な點を、もつと強くこの法文の上に明記する必要があるかと考へておきます。これらに對するところの大臣の御所見はかがでありましようか、お尋ね申し上げます。

○平野國務大臣 農業協同組合法が農地改革の精神と並んで、日本農村の民主化を徹底するという趣旨から出ておるといふ點については、御指摘の通りであります。このことはしばしば私が申し上げたところでございます。そこでさういふ重大なる思想をもつておられる法案が、農村のすみへにまでよく透徹しておらぬではないか、さういふ點であります。これはもとより現在農業協同組合法のもつておられる精神が、農村の末端にまで透徹しておると考へ得られない點が種々あります。しかしこれはこの法案をいよ／＼國會において通過を願うとともに、この法案の實施に従いながら、農村の民主化といふことを順次行つていこう。さういふ趣意でありますので、現在それが透徹しておらない部分はあるといいたしましても、これはやむを得ないことであると思ふのです。しかしこの法案を進行途上においていよ／＼混亂があるのではないかと考へておられますが、これはもとより農地改革の線におきましても、いよ／＼混亂がありまして、種種困難が横つておることは當然であります、いやしくも農地改革が議會において決定せられました以上は、政府といたしましてはあらゆる困難を克服して、豫算が足らなければ豫算をと

り、またその他の面においていよ／＼足りない點がありましたらば、なお法律の改正を行つて、順次農地改革の點も實行に移つておるのでありますから、この農業協同組合法も議會を通過いたしましたならば、十分われ／＼はこの法の精神に向つて、農村民主化を徹底するだけの態度と用意をもつておるつもりであります。民主主義はもとより言うまでもなく、一日にして或るものではないのでありまして、相當の困難や相當の障害を押し切つて進むところに、初めて民主主義のほんとうの價値もあるのでありますから、現在の法案を進行途上において幾多の困難はありましようけれども、われ／＼はあくまで農地制度改革の法案と、この農業協同組合法の二つの法案を車の両輪のごとく推進して、農村民主化を斷行いたしたい。かように思つておる次第であります。

次に御指摘になりました農業會解散等の問題に絡んで、いよ／＼農村に混亂が起つておる、政府はこの法案を施行する前に、相當打つべき手を打つたらどうか、さういふ點であります。が、農業會解散に關する問題として御指摘になりました、その施行法に關する第二條の問題等については、もとより法律は通つておらぬのであります。が、できるだけの行政上の措置はこの八月一日ごろから順次とつておるのであります。農業會の資産等において、今後協同組合に移行せられる途上に、およ／＼豫想せられますところのいろいろな間違ひや不正なことについては、われ／＼としましてはできるだけの手續をとつておるのであります。なお農業協同組合法の將來の役員等

の問題について御指摘になりました從來の公職問題、これらの點については、われ／＼としましては最も順序に適つた方法によりまして、農村の民主化をいよ／＼と阻害するような事態に ついては、斷固相當な方法をとつて進んでまいりたい、かように思つております。

○成瀬委員 大體御答辭によりまして承りましたのでありますが、もう一つその點につきましてお伺いいたしたいのは、憲法實施にあたりましては、憲法普及會であるとか、あるいは農地改革につきましては、農地制度協議會であるとか、農地調整指導員であるとか、さういふた民間一致したところの方法をもちましてその進行をはかつておる。従つてこれらの組合の末端にいたるまでの透達のためには、やはりさういふた何かの機關をもちまして強力に推進する必要があると思ふのであります。この點に對するところのお考えはどうでありますか。

○平野國務大臣 もとよりこの法案は現在國會において審議中でありまして、大體皆さんの審議を終えまして、いよ／＼この案が國會を通過する。さういふことになりましますところにおいて、ただいま御指摘になりましたようにな、どういふ方法をもつてやるかといふことはひとつ御相談をいたしたいと思つておられますが、農業協同組合法の精神の徹底するために、あるいは衆議院あるいは參議院等の諸君にお願いをして、この精神を普及する會、さういふものについては、私といたしましては相當いよ／＼考へを今日もつております。

一言申し上げます。本日の委員會の劈頭におきまして、八木委員から委員長を通じて農林大臣への申し入れがあつたのであります。その内容は、本法案を審議していく上におきまして、農業生産調整法案との關連は重要性をもつておる。しかるにかかわらず農業生産調整法案が未だ本委員會において何ら懇談をも重ねないうちに、それが閣議において決定されたといふことを聞いておる。しかしそれは本委員會を輕視するものではないか、よつてその意圖がいずれにありやを委員長から農林大臣に聴いてもらいたい。さういふ意見でございます。これに對して農林大臣はいかなる考へをもつて閣議に臨まれたか、その内容についてあらかじめ御報告願いたいと思ひます。

○平野國務大臣 農業生産調整法ばかりではありません。政府が閣議決定によつて正規に國會に提案いたしますところの法律案そのものは、閣議決定をまつて正規に國會に提出し、正規に國會に提出いたしましたものを正規なる國會の委員會、本會議において御審議を願つてこれが法律となる、これは憲法の上において明記されておる通り、政府の行ふことと國會の行ふこととの分限は明らかいたしました。いよ／＼かように思ひますので、農業生産調整法なる法律をこの委員會に事前に審議をしなければならぬことについては、何ら手續上の間違ひはないと思ひます。ただ問題といたしますことは、この農業生産調整法の中味に盛つてあるところの、一番基本的な問題は供出制度、さういふような問題でありますので、供出制度といふような法律ではない、現在政府の行わぬといいたします

ところの重要な一つの施策、さういふ問題につきましては、しばしば委員會において供出制度の中に皆さんの御意見を承つておるのでありまして、御協力を願ひ、事前に打合はすべきものについての手續は、かようにいたしておるのであります。農業生産調整法なる法律自體をこの委員會にかけなかつたといふことは、政府といたしましては何ら手落ではない。かように考へております。

○野澤委員長 ただいまの意見に對する質問はございませんか。

○八木委員 私は本日眞直ぐにこちらに登院いたしましたのでありますが、途中この新聞の記事をめぐつて、ただいま上程審議中の協同組合との關連において、私に質問の矢を向けた方が今数えてみると十一名にあたるのであります。事柄はかくのごとく今日農村、農民、農業者の間には、協同組合と土地制度の問題をめぐりまして、非常に眞剣であるといふことを思ふのであります。そこで御質問申し上げておるのであります。なるほど立法の發案權、政府は議案として議案する權利を憲法上有しておる。その議案の中に法律をも當然含むといふ解釋を廣くいたして、今大臣の御答辭のような趣旨もあるものであります。法律學者の中には、議案の中に立法の發案權を含むと解釋することはむりである。國權の最高機關である立法院においてのみ立案すべきであると言はれておるほどの問題であるのであります。従つて今日農林常任委員會が開會中であり、ただいま申しましたように、ここにマイクはありません。アンテナも張つてありませんが、全國津々浦々の國民の半數

の農民諸君は、土地問題と協同組合のこの二つの問題をめぐりまして、車の両輪がなせ一年も遅れて上程になつたのか。今度の内容はどつちになつておるのか。土地問題に關してはわが黨の寺島君からも劈頭に御質問申し上げましたように、第二次、第三次の土地改革が引續き、あるいは土地國有にまで發展するのさへ、杞憂する分野があるのではあります。かかる重要な案件であるのを、いや、立法府のこの常任委員會を無視しておるのじやない。當然の發案権があるのだから、當然の仕事をしたのだ、供出の方法についてこそ打合せをしたのだというふうなお話であります。私が考察いたしました、この點については遺憾の意を表さざるを得ないのであります。また供出についても、先ごろ來次官を通じて再々、なるほど非公式にお打合せはありました。しかしその打合せられる政府のお考えと、われわれ議員同僚間の質疑を通して抱懐いたしております國民の氣持との間には、かなりの開きがあります。この開きを何とか合致せしめようとする政府側の努力の見るべきものは一つもありません。ただ形式的に一應お目にかけておくという程度であつて、決して一つの案件も、國民の氣持、農民の感情に合致するような方向へ、供出制度要綱をかえていくという誠意のほどを、私は見届けることができないかつたので、その點は審議中にも遺憾の意を表しておる。ただいまその點は打合わせしてあるということでありませぬけれども、一應目にかけたに過ぎないというふうな感じでありまして、特に東北に大臣の行かれた際新聞に、われわれの要求し、政府の意見と

一致しなかつた問題に、明快な回答を紙上を通じて與えておる。たとえば肥料を報奨物資としないといつたような點、あれらについても、この委員會の審議權について、大臣の誠意のほどを思わざるを得ないのであります。先會來農林の常任委員會の諸君から、大臣のこの席に出てくるのが少い。大臣はまことに冷嘲じやないかという聲も再々あつて、今日に及んでおりませぬ。どうかせつかくありまするこの權威ある、名譽ある農林專屬の委員會のために、深い理解と敬意をもたれんことを要望してやみませぬ。

○平野國務大臣 もし私の憲法及び法律案の扱い方についての解釋が違つておれば、なお法制局等とも相談して申し上げますが、私の考えとしては、決して普通の言葉でいう議會答辯、詭辯ではありませぬが、法律案というものは政府が閣議決定をして、國會に出しておる。そこで國會で審議をして、修正すべきところは修正をする權利がある。また否決するならば否決する權利もある。そこに國會の意味がある。かようなことになりませぬので、法律案を閣議決定する前に、この委員會の了承を得なかつたといふことは、何ら違法ではない。こう思います。従つて正面上あなたの御質問に對しては、私の手続は違つておらぬとはつきり申し上げておきたい。ただ問題は供出制度であるとか、あるいは先ほどおつしやつた肥料を報奨のリンカにしないとかいふ諸問題については、なるべく委員會等の御意見も聴きながら、現在われわれがやる。これは政府、國會という問題とは多少離れて、さうな處置をとることが現段階において好ましいという

ことから出ると思ふのであります。でき得る限りわれわれはこの委員會の御意見を徹しておる。かように思ふのであります。ただいま肥料の點を御指摘になりましたが、私は成瀬委員の質問に對して、肥料を報奨物資として扱うことは、原則としていたしたくない。こういうことをはつきり言うておる。あなた方に前に申し上げたこと、車中談等でも言つたことについて、何ら間違つておらぬ。ただ新聞の扱い方が、その時その場合において、扱い方によつて印象が違ふことは、これは私の罪ではなく、新聞の扱い方によるのであると思ひます。これらの點は決してここで言うことと屋外で言うことと、二つには答辯しておらぬつもりでありますので、併せて御了承願ひます。この委員會に御相談すべき範圍と、政府自身が法律なら法律として閣議決定を経て、國會に出すべきものと區別は、おのずから明らかになることの方が、問題を混淆しない。かように考へておるのであります。この點あくまで私は誠意はもつておるのであります。御了解願ひたいと思ひます。

○的場委員 協同組合法について、三農林大臣にお尋ねいたします。このたびきわめて民主的な農業協同組合法が提案されたのでありますが、この農業協同組合法に基いて組合ができて、この組合によつて農業者たちはおのれの權益を擁護し、また國家に對しておのれの責任を完全に果たすことのできるようにならなければならぬだらうと思ひます。ところでわが國の今日までの長期間は、何によつて今この協同組合法でなさんとすることをなして來たのであるかといふと、これは多年産業ま

合法による産業組合、農會法に基く農會、後これらが集まつた農業會が、今日まで日本の農業といふものをこまごま進展せしめて來た功績といふものは、きわめて偉大なものがあつたと思ふのであります。しかも明治初年におきましては、官憲の力をもつて歐米諸國の農業を、そのまま模倣せんとしたのであります。それはことごとく失敗でありました。後、農業會というよきな民間團體ができました。この民間の力によつて、農業者自體の結束の力によつて、だん／＼日本の農業といふものを、ただ歐米模倣でなしに、日本には日本の農業を築き上げて來た今日までの系統農業、あるいは系統産業組合のその功績といふものは、決して無視すべきものではないと私も考へております。現在においてもこの食糧危機のときに、食糧の増産なり、食糧の供出について、彼らが働いておられます。その努力、その功績といふものは、政府は十分認めるし、感謝すべきものであると思ひます。今日世間では農業會といふものが何か非常な不都合をして、日本農業に非常な阻害をしたかのごとき口吻をもつて今日生れんとする協同組合を讚美して、今までは非常な害悪を流したがごとき説をなす者が世の中にありますけれども、私たちは決してそうではなかつたということ考へる者であります。これらについて農林大臣はいかなるお考えをおもちであるのか。

第二には、今まで農村を指導し、農民たちの生活文化を今日まで引上げてき、そして日本農業に貢獻をいたした、それだけの努力をし、それだけの陣容を整えておる農業會が、このたび解散して姿を消すのであります。そして新たに今誕生せんとする農、生れんとする協同組合、これはきわめて力の弱い、指導力のない貧弱なものであります。この力のない貧弱な、今生れんとする協同組合に切り替りませぬ。あるいは一、二年の間は非常な指導力が低下いたしました。日本農業の進展の上に阻害をするおそれがあるのではあります。それをいかにして償わんとするか。この點をお伺ひたいのであります。もう一遍申し上げますと、今まで非常に指導力の旺盛なる農業會の力によつて生産、供出、その他農村文化が指導されておる。それがこのたび解散をいたしました。まづたく赤ん坊である協同組合が今生れても、この數箇月なり數箇年の間は、力なくして日本農村をうまく指導していく實力がない。その實力のない間、ここにわが國の農業といふものが頓挫を來し、生産なり供出に支障を來すといふふうなおそれのないようにするには、どういふ考えを農相はもつておられるのであるか。まず最初にこの二點についてお伺ひいたします。

○平野國務大臣 産業組合なり農會、最後には農業會、これらの農業團體が過去において農村の利益を代表し、種種專業等の面において相當の功績があつたといふことを、私は否定するものではないのであります。しかしながらここにはつきり申し上げたいと思ふことは、今日日本の農村に要求されておる問題は、農村の民主化といふことの問題は、農村の民主化を切る。こゝろが今日日本農村に課せられておる最も大きな問題だと思ひます。

ことから出ると思ふのであります。でき得る限りわれわれはこの委員會の御意見を徹しておる。かように思ふのであります。ただいま肥料の點を御指摘になりましたが、私は成瀬委員の質問に對して、肥料を報奨物資として扱うことは、原則としていたしたくない。こういうことをはつきり言うておる。あなた方に前に申し上げたこと、車中談等でも言つたことについて、何ら間違つておらぬ。ただ新聞の扱い方が、その時その場合において、扱い方によつて印象が違ふことは、これは私の罪ではなく、新聞の扱い方によるのであると思ひます。これらの點は決してここで言うことと屋外で言うことと、二つには答辯しておらぬつもりでありますので、併せて御了承願ひます。この委員會に御相談すべき範圍と、政府自身が法律なら法律として閣議決定を経て、國會に出すべきものと區別は、おのずから明らかになることの方が、問題を混淆しない。かように考へておるのであります。この點あくまで私は誠意はもつておるのであります。御了解願ひたいと思ひます。

○的場委員 協同組合法について、三農林大臣にお尋ねいたします。このたびきわめて民主的な農業協同組合法が提案されたのでありますが、この農業協同組合法に基いて組合ができて、この組合によつて農業者たちはおのれの權益を擁護し、また國家に對しておのれの責任を完全に果たすことのできるようにならなければならぬだらうと思ひます。ところでわが國の今日までの長期間は、何によつて今この協同組合法でなさんとすることをなして來たのであるかといふと、これは多年産業ま

ことから出ると思ふのであります。でき得る限りわれわれはこの委員會の御意見を徹しておる。かように思ふのであります。ただいま肥料の點を御指摘になりましたが、私は成瀬委員の質問に對して、肥料を報奨物資として扱うことは、原則としていたしたくない。こういうことをはつきり言うておる。あなた方に前に申し上げたこと、車中談等でも言つたことについて、何ら間違つておらぬ。ただ新聞の扱い方が、その時その場合において、扱い方によつて印象が違ふことは、これは私の罪ではなく、新聞の扱い方によるのであると思ひます。これらの點は決してここで言うことと屋外で言うことと、二つには答辯しておらぬつもりでありますので、併せて御了承願ひます。この委員會に御相談すべき範圍と、政府自身が法律なら法律として閣議決定を経て、國會に出すべきものと區別は、おのずから明らかになることの方が、問題を混淆しない。かように考へておるのであります。この點あくまで私は誠意はもつておるのであります。御了解願ひたいと思ひます。

○的場委員 協同組合法について、三農林大臣にお尋ねいたします。このたびきわめて民主的な農業協同組合法が提案されたのでありますが、この農業協同組合法に基いて組合ができて、この組合によつて農業者たちはおのれの權益を擁護し、また國家に對しておのれの責任を完全に果たすことのできるようにならなければならぬだらうと思ひます。ところでわが國の今日までの長期間は、何によつて今この協同組合法でなさんとすることをなして來たのであるかといふと、これは多年産業ま

この點から考えますと、従来の農業會が農民の利益團體として、また農村における種々な功績があつても農村の完全なる民主化のスタートを切る、こゝういふ場合においては、潔く農業會を解散して、新たな農業協同組合ができてくるという事は、これは決して間違つたことではない。むしろ従来の功績があるからという理由のもとに、農業會の解散を不徹底なことに終らしめたり、未練がましくいたしておるということ、かえつて農業會自體のためにもとらざるどころである。結局日本に課せられておるところの農村民主化という問題と、新しい一つの生産階級において日本の農業が生れ變る點においては、ここに農業協同組合というものが新しい芽生えをなすことが正しいという結論から、ここに農業協同組合法をつくつたのであります。この點は十分御了承願ひます。

さて第二の質問であります。かような急激な變化を起した場合、具體的には、従來政府が政府の代行機關として委任をいたしておつた農業會に對する事業などが、さしあたりうまくいかないことになつて、たとえれば供出の面、配給の面等において非常に不都合はないか。こゝういふことについては相當に考えらるるものであります。しかしこれまた現在の考えによれば、ある部分におきましては新しい協同組合がすぐそのあとを代つてやれる部分もありましよう。また政府みずからが、従來農業會の中つてまいりました事業を公園等の形式においてやる部分もあましよう。また中には現在の町村會等を通じて、これらの機關を吸収することもできるのであります。具

體的な諸問題に關しましては、農業會が解散されて農業協同組合になることによつて、あなたの御心配になるような點はきわめて少くやつていける。ほとんどさういふことがないようにやつていきたい。それについてはそれらの考え方をもちつておるのでありますから、この點は御安心をお願いしたいと思います。

○的場委員 大臣は私の質問を少し誤解されたのであります。現在あります農業會なり、前からの産業組合なりで、多年にわたり非常に功績を残しておるということによつて、功績があつたからこれが解散に未練を残すというふうな氣持でお話申し上げておるのではございません。この際はさういふことがどうあるとも、これはきれいに解散をいたしまして、りつばな協同組合という赤ん坊が安産をし、くくと育つていくことを念願するのであります。その點は大私との氣持は違つていない。しかるに現在まだあります農業會が、何か罪惡を重ねておるかのやうに、世間で惡罵をあびせる連中が多いこのときに、従來における農業會の功績を大いに認めてやり、これに感謝の意を大臣が表してやることを、今度新たな協同組合という赤ん坊が安産をし、よりよく育つていくために私はよいことであると思つておるのであります。さういふ意味において私は質問をしたのであります。ことに新しい協同組合ができたばかりで、まだ實力のない數箇月、あるいは數年の間において、農村の進歩が一時頓挫するやうなことのないやうに、十分の御注意をお願いしたい、かやうに考えておるのであります。

次にお伺ひいたしたいのは、今まで農村は、地方末端に至るまで官僚階級によつて指導されてきたのであるが、それがあまりよい結果を得なかつたので、民間團體の指導者たちがほんとうにわが子のごとく農民をいたわり、指導し、農民たちもまたその指導者を信頼し、指導者の言うことをよく聽いて日本の農村は進歩してきたのであります。さういふ團體のない以前においては、官吏たちが壓迫的に西洋模倣の農業を強いたのでありますけれども、それはことごとく失敗しておりました。歴史がはつきりしておるのであります。さういふ歴史をもつておるのであるから、この際、農業會がなくなつて協同組合になるこの變り目のときにも、官僚獨善的な指導では農民たちは納得をしないから、そこに今大臣が考へておられるやうなことを、もう少し民主的な方法によつて、その間の指導力の不足を補うやうなことを考へていただきたい。そのためには従來民間團體におつて農村を指導した指導者たちを保護し、また今度できる協同組合にさういふ指導者たちをおく能力がなかつたら、それをおく能力のない小さな弱い團體に對しては、國家がこれを保護獎勵して金を出してやつて、さういふ指導者をおかせて、官吏の力になしに、民間人の力によつて農村を守り、農村を育てていくことに努力をされたいという私の考えなのであります。この點について大臣の御所見をお伺ひいたします。

○平野國務大臣 農業會を不當に誹謗するやうなことはむろん避けていきたいと思つて、先般申し上げたやうに、農業協同組合法はあくまで日本民主化の基本的方針としてこれが出発するのであるといふ前提のもとに、農業會が自然と解散されていくのだ、こゝういふことを固く私は信じていきたいと思つて、なお新しい協同組合がその發展の途上においては、幾多の注意をしなければならぬといふ點もまつたく同感でありますから、これらについては十分なる注意をいたしていきたいと思つて、最後に御指摘になつた問題は、非常に重大であると考えております。農業協同組合をつくつて、これからの農村の指導を農林省がやる場合においては、従來のいわゆる監督あるいは官僚的指導、ある特定のわくをつくつてそれに農村をはめこもうといふやうな形でありまして、あくまで農業協同組合は農民の自由な、しかも自主的な協同の精神から盛り上げる生産力の高揚、農民生活の向上、こゝういふものになるのでありますから、かやうな従來とつたいいわゆる監督的、干渉的な弊は、この際一掃していきたくと思つて、しかしながらこゝになお申し上げたいと思つたことは、さしあたりさういふ何らの指導的方針をとり、無方針でただ農民の自由意思であるといふことだけでは、十分協同組合が發展するとは考へられぬのであります。この點においては所管省である農林省では、たとえば農村の機械化、農村の工業化、こゝういふ問題についてはそれらの試験場において、またそれらの調査機關、それらの研究機關を設け、十分なる検討を現在加へつつあります。また肥料の施し方等に對する新しい方法についても、あらゆる技術を動員し

て、われ／＼がよく検討いたします。これは當然であり、また農村の電化、家畜の導入、あるいは土地改良、こゝういふ技術面においても、農林省としてはいろいろの方面において研究調査を遂げて、これを農業協同組合法がベースメントに吸収し得るの途を講ずることは、當然の處置であると思つて、これらの點については、われ／＼は十分に研究いたしております。なお農村のいわゆる指導技術者の問題については、現在農業會が解散せられまして、従來農業會の中におつた技術者もあれば、あるいは民間において用いられて、従來の地位におつた技術者等についても、これが眞に協同組合等において吸収せられて、これらの人々が農民の自由なる、自主的な立場から、新しい眞の日本の農業の建設というものが技術面においても吸収されていきますことは、これは協同組合法の施行とともに、われ／＼大いに歓迎するところでありまして、御指摘のやうな單なる干渉、監督といふやうなことに重點をおく指導ではなくして、あくまで盛り上げる農民の意見であつて、しかもそれには政府が指導いたしまする研究調査等は、十分にそれらが吸収される態度をわれ／＼はとつていきたい。かやうに御了解をお願いしたいと思います。

○的場委員 次にはこの前の質問者から質問された一つの問題であります。大臣が御おられなかつたので満足な答辭がなかつたやうです。こゝういふ答辭がなかつたやうです。この協同組合法の中には、農民といふ言葉を使つておられます。これは農業以外の場合何民といふやうな字を使つておりません。この農民といふ

りまして、わかつた點もありませんが、
わからぬ點もありません。まずこの協
同組合の役員が公職でないというこ
とが私にはわからないのであります。
これは従来の農業者、特に戦時中の農
業者の役員には、とき／＼不正行為
があるようなことをしばしば聞いてお
るのであります。公職にあらずとい
う意味は、刑法の瀆職罪の場合の公務員
にあらずという意味なのかどうかとい
うことでもあります。これはあるいは司
法大臣にお尋ねする趣旨のものである
かもしれません、お伺いいたしま
す。

それからいゆる公職追放令におけ
る意味においての公職にあらずとい
う意味がおそらく本旨であらうと思いま
すが、しかば将来これを公職追放令
のうちの公職に指定するといふお考え
があるのかないのかという點をまず第
一にお尋ねしたいのであります。とい
うのは今までの追放されました公
職者が、今度の追放によりまし
て、農村において相當勢力を失墜して
おる。それが今度農協同組合ができ
ます機会に、自分たちの失墜した勢力
を挽回したいという運動がほつ／＼見
えておるので、私は農村における公職
追放の徹底といふことをやつてもら
いたいのであります。そういう意味に
おいて農林大臣はどういうお考えをも
つておられるかといふことをまず第一
にお伺いしたいのであります。

○平野國務大臣 協同組合はあくまで
農民の下から盛上る自由意思によつて
できる團體であつて、その團體から選
ばれておる役員は、いわゆる通俗的に
従来考えられておる公職追放等の公職
ではない。こういう趣旨であります。

しかし御指摘になりました農村の追放
問題を徹底的にやる。こういうことに
ついては、いやくも農村の民主化を
阻害するところの條件がありますなら
ば、それは相當に考へべきである。か
ように私は考へておるのであります。
○細野委員 提案の御説明によると、
この農協同組合には自由の原則とい
うことが非常に徹底されておるとい
うことを言われております。そうかと思
いますと一面において組合の自主性、
従つて設立の場合においても、ほとん
ど行政官廳といふものは認可をするこ
とになつておるけれども、それはただ
届出受理程度の、寛大な意味の認可で
ある。こういうことを述べられてお
ります。しかもいろいろ前から質問者
が指摘されましたように、最低限度十五
人の組合員で組合が成立し得るのであ
りますから、結局これはたたくさんの組
合が濫立するといふことが豫想され
る。そうしてそのたたくさんの組合の間
の優勝劣敗といふか、鬻肉強食とい
ふか、自然淘汰に任せておくといい
ことになる。自然淘汰によつて最後に勝
つた組合が、これはおそろくどういた
しましたも、提案の理由においても述
べられましたように生産過程の合理化
といふことが趣旨になつておりますか
ら、生産条件がほぼ同じ地域において
一組合をつくるということにならな
れない。そこで農林大臣はおそろく
一町村単位といふくらいのことを豫想
されておられますが、もしそうだと
するならば、結局優勝劣敗によつて最
後に勝残一つの協同組合といふもの
には、ある條件があるはずである。従
いまして初めから最後に一つ残るとい

うことを豫想するならば、この自然的
の淘汰に任せないで、その最後に残る
といふものを初めから明示したならば
どうかといふことを考へる。もし一町
村単位がいいというならば、町村とい
うことに地域の限定をされたならばど
うか、そういうことをしないで、全部
自然淘汰、優勝劣敗に任ずるといふこ
とが、はたしてこの農協同組合の發達
のために親切なるゆえんであるかどう
かといふことを伺いたないのでありま
す。おそろくこの場合自由の原則がや
かましく言われておりますから、出資
の制限もありません。従つてある組合で
は非常にたたくさんの資金を擁してそ
こにはおそろく富農階級の人たちだけ
が集つて組合をつくる。一方には貧農
けが集つて貧弱な組合をつくる。こ
ういふことになりまして、結局従来
の農村における反動勢力が一つの富農の
組合に加擔をいたしまして、現在す
でにそういう傾向もほつ／＼現われて
おりますが、そういうことによつて従
来の保守的、反動的勢力が再び農村に
おいて擡頭するといふことも考へられ
るのであります。従いまして自由の原
則といふことも、これはやはり程度問
題でありまして、區域、人員、資金等
について、ある程度制限を加える必要
があるのではないか。この點をまずお尋
ねいたします。

○平野國務大臣 初めから一町村一組
合といふことを法律に制定すること
は、私としてはやはりいけないと思
います。この點はあくまで法の建前は
くつかの組合をつくることは自由であ
る。こういう建前が正當であると考へ
ておるのであります。しかしいろいろ
競争した結果、當然一つになるならば、

初めから一つにしたらいいじやないか
という御議論は、一應の御議論のよう
であります。そのいづれが一番農民
の自由意思を尊重したる、生産力の高
度なる協同組合であるかといふこと
は、やつてみてきまるのであつて、あ
らじめ初めから政府といたしまして、
たれそれを會長とし、たれそれを役員
として、それが一つであるといふこと
を認定すること自體が、この法の精神に
反するのであります。あくまで法の
建前はここに規定しておるよなことが
正しい。かように思つております。

それからいふこの法案に對して
御質問があつたのであります。富農
貧農といふ二つの問題があつて、依然
として富農階級が農協同組合の指導
權を握るのではないか、これではせつ
かくの農協同組合が意味をなさぬと
いふ御議論であります。これは土地
改革といふものを行わないうで考へられ
た農協同組合であるならば、むろん
御指摘の通りであります。しかし政府
としてはあくまで土地改革は既定の方
針に従つて／＼これは推進するの
であります。従つて土地を所有して
おるといふことの優越感から村を指導す
るといふ觀念は、土地改革の推進と
もになくするのであります。現在まだ
そういう考へ方があるといふのは、古
の情性でありまして、土地改革が徹底
的に行われた瞬間においては、地主で
あるがゆえに村の指導者であるとい
う考へ方は覆る、もしそうでなくて依
然として古い型の人であつても、その人
が指導者である場合は、地主なるがゆ
えの指導者ではなくして、その人が個
人としておる農見、人格、ある
いはその人特有の農業上における技能

なり、その人の徳望といふものから
指導者なのであつて、これはむげに
排斥すべき性質のものではないと考へ
ます。従いまして細野君御心願のよ
うな富農貧農の協同組合における影響と
いふものは、土地改革の進むに従つて、
漸次これは解消するものなりとい
う考へ方のもとに、農協同組合法を施行
せんとしておるのであります。

○細野委員 次にお尋ねしたいこ
とは、組合の事業であります。ここに
第十條にいろいろな事業が掲げられて
おりますが、おそろく貧弱な十五人ぐ
らいの組合は、實際問題として十五人
ぐらゐな組合はできないのでありま
すが、貧弱な組合でここに掲げられて
おりますような仕事をほんとうに有效
になさるるには、これはただ組合の力
だけではいかぬと思ふ。どうしても一
方において、政府は組合の自主性とい
うものを尊重される建前になつてお
りますが、ここに掲げてあるよな、た
とえば農村工業に關する施設といふた
よなことに關しては、どういたしま
しても政府の指導が必要であると思
うのであります。それに先立ちまして、ま
ず農村工業といふことについて政府は
どういふふうに考へられておるか。ちよ
つと昨日でありましたか、一昨日であり
ましたか山添局長の答辯は、加工とい
うもの程度を越えたのが農村工業で
あるといふ答辯でありましたが、そう
いふ狭いものではないと思ふのであり
ます。農村工業といふことが従来都會
から農村に工場をもつていく、そうし
て都會の資本家が農村の勢力を安んず
用するといふたよなことすらも、農
村工業といふ意味に使われておる、あ
るいはまた農村の加工業の程度の越え

るいはその人特有の農業上における技能
なり、その人の徳望といふものから
指導者なのであつて、これはむげに
排斥すべき性質のものではないと考へ
ます。従いまして細野君御心願のよ
うな富農貧農の協同組合における影響と
いふものは、土地改革の進むに従つて、
漸次これは解消するものなりとい
う考へ方のもとに、農協同組合法を施行
せんとしておるのであります。

○細野委員 次にお尋ねしたいこ
とは、組合の事業であります。ここに
第十條にいろいろな事業が掲げられて
おりますが、おそろく貧弱な十五人ぐ
らいの組合は、實際問題として十五人
ぐらゐな組合はできないのでありま
すが、貧弱な組合でここに掲げられて
おりますような仕事をほんとうに有效
になさるるには、これはただ組合の力
だけではいかぬと思ふ。どうしても一
方において、政府は組合の自主性とい
うものを尊重される建前になつてお
りますが、ここに掲げてあるよな、た
とえば農村工業に關する施設といふた
よなことに關しては、どういたしま
しても政府の指導が必要であると思
うのであります。それに先立ちまして、ま
ず農村工業といふことについて政府は
どういふふうに考へられておるか。ちよ
つと昨日でありましたか、一昨日であり
ましたか山添局長の答辯は、加工とい
うもの程度を越えたのが農村工業で
あるといふ答辯でありましたが、そう
いふ狭いものではないと思ふのであり
ます。農村工業といふことが従来都會
から農村に工場をもつていく、そうし
て都會の資本家が農村の勢力を安んず
用するといふたよなことすらも、農
村工業といふ意味に使われておる、あ
るいはまた農村の加工業の程度の越え

て、今後起るべき一あるいは起らな
いかも知れませんが、われ／＼考えま
しても相當大きな農業恐慌が来るので
はないかと思ひますが、政府が農業恐
慌に對するいろ／＼の對策等を講ずる
際に、こゝろ組合を通じてやります
かどうか。これについてどういつた指
導を行うか。統制の方法等が行われる
のじやないかと思ひますが、そゝろい
うことをおやりになりますかどうか、そ
の邊を明らかにしていただきたいと思
ひます。

○平野國務大臣 私に將來の、かりに
豫想せらるべき世界農業恐慌に對する
日本農業、こゝろの立場におけ
る現在ここに制定せんとする農業協同
組合は、すこぶる重大なる意義をもつ
ておると考へておるのであります。従
いまして、この農業協同組合が生産面
において相當高度に發達することを希
望し、かつまた發達するものなりと私
は信じております。従いまして、御指
摘のような農業恐慌等に備へる場合に
おきましては、あくまで政府といたし
ましては、この農業協同組合を中心と
して諸般の施策を行うという事は當
然であると思ひております。

○小林委員 そついたしましたすと、先ほ
ど會議の勢頭と同僚八木委員からの質
問もございまして、農業生産調整法と
いふものを御考慮になり、すでに閣議
で決定されておりますが、そゝろいふ觀
點からいたしまして、ただいまの大臣
のお考へと、この農業生産調整法との
關係は、どんなふうになりますか、お
伺ひしたいのです。

○平野國務大臣 ちよつと御質問が抽
象的であるので、あるいはあなたのお
問ひになつておる焦點にお答えできる
かどうかわからぬのでありますが、農
業協同組合法といふものは、あくまで
農民が自由的な立場から生産力を高揚
する、こゝろいふ點から出發するのであ
ります。農業生産調整法といふものは、
現段階における非常困難なる食
糧事情のもとにおいて、政府がその供
出、またその農業生産の統計を把握す
る、こゝろいふ意味から出發するもので
ありますので、その出發の觀點が違つ
ておるのであります。従つてこれがき
つめて密接に密着しておるとは考へら
れぬ。しかし現在農業協同組合と農業
生産調整法と、兩者併せて行つていき
いて矛盾が起らないように、私どもと
いたしましてはよく調整を保つていき
たい。かゝるに考へております。

○小林委員 ただいまの大臣のお話
によりますと、農作物の割當であるとか、
あるいは供出であるとかいふことを、
この農業協同組合を對象として今後お
やりになりますかどうか。

○平野國務大臣 協同組合を中心とし
て割當をするといふことは現在いたし
ません。しかし遠い將來、協同組合が
相當發展を遂げて、日本の生産といふ
ものについて協同組合のもつ立場が高
度に發展した場合には、生産調整法と
協同組合との關係はまたおのずから變
化を生ずる、かゝるに考へておりま
す。

○小林委員 なおこの點につきまして
は、あらためて御質問申し上げたいと
思ひますが、一應この程度に止めま
す。

次に、大臣からしば／＼お話があり
まして、農業協同組合は、どこまでも
自主的に農民の自由意思によつて設立
をしていくといふお考へのお話があり
ます。しかるに、先般ラヂオ放送にお
いて、農林省の事務官がこの協同組合
の設立に關して、その人の見解を述べ
ておりました。これは先ほども大臣か
らお話がありましたように、言論は自
由だからやつても差支えないといふお
話でありましたが、こゝろは非常にデリ
ケートな關係にありますが、こゝろいふ際
に農林省の役人が、こゝろいふようにや
つていきたいと言ふことは、政府の役
人としての責任ある言葉だらうと私は
考へるのであります。この點につい
て、たとへば今後協同組合は総合的な
單一組合をつくりつた方がいゝとい
ふ言論は、これがはたして政府のほ
んどこの腹でありますかどうか。それ
をまずお聴きしたいと思ひます。

○平野國務大臣 繰返して申しますよ
うに、われ／＼が理想として描いてお
りますのは、大體一町村一組合が理想
である。もとより業種別による特殊組
合は別であります。言いかえましますら
ば、いかに自由の原則であるといつて
も、亂雑に協同組合ができ、亂雑に行
われることを欲しないといふことは、
われ／＼は結論としてはしば／＼繰返
す。しかしこれは農民の自由意思を曲
げたり、あるいはむりにわれ／＼が型
をつくりつてはめこむといふ趣意から
する結論ではない。かゝるに御了承願
ひます。

○小林委員 ただいま大臣は、一町村
に單一の組合を奨励的にやりたい、た
だし業種別は差支えない、こゝろ言つて
おられますが、先般のラヂオの放送は
そゝろでなくて、業種別も町村におい
ては一つの組合にした方がいいといふ言
論があつたのであります。それから、

これは私も地方において事實體驗した
のであります。地方の縣の役人が、
今までの農業會の幹部等と相談をし
て、そゝろいつたふうの指導的によつて
おることがしば／＼見られるのであり
ます。これに對して農林大臣はどうい
うふうにお考へになつておられますか。
ただいまのお話では、業種別にはどん
なふうに立つてもいい。こゝろいふふう
におつしやられておりますが、事實は
それと反してはいるのであります。その
邊どういふふうにお考へになります
か。

○平野國務大臣 いわゆる協同組合と
しての單位は町村に一つできる。こゝ
ろいふことを理想だと考へたい。しかし
業種別によつて別個にできることは當然
である。かゝるに考へております。

○小林委員 僕はどうも大臣の言われ
るのと、私の質問と……。

○野澤委員長 小林委員に申し上げま
す。大體はつきりしてはいると思ひます
が、いかがでございますか。

○小林委員 僕はどうも大臣の言われ
ることと話がちよつと違つたように思
ひますが、大臣が私の見解の通りに御了
解になつておられるなら結構であります。
たとえば畜産であるとか、養蠶である
とかいつた業種別の協同組合が町村に
別々にできる。こゝろいふことは望まし
いことである、こゝろいふように大臣が
お考へになるならそれでよろしうござ
います。最近のラヂオの放送である
とか、あるいは現在縣廳等においてそ
ろいふことに反對してはいるような向き
があります。大臣がそゝろおつしや
さいわいなのです。大臣がそゝろおつしや
ればそのように私たちは考へておきた

る。かように御答辨はいたしたのであります。この點は協同組合の精神から、政府がこうしなければならぬ、こうやれということを厳密に規定して、それにはめこむことはこの法案の精神に反するものでありますから、この邊は誤解のないように、私の答辨のところは御了承願いたいと思つて、蠶絲業に關する問題は先般答辨を留保いたしました。まことに恐縮をいたしておりますが、ただいま蠶絲局長がまいつておられますので、この點に關して蠶絲局長から十分御答辨をいたしたいと思つて、

○平田政府委員 蠶絲業の五箇年計畫は昨年の八月、當時のアメリカの情勢等をくみとりまして立案されたものであります。そうしてその後一箇年間の實施の推移につきまして、先般の農林委員會において大體の模様をお話し申し上げたのでありますが、初年度の計畫は約一萬町歩を擴張し五箇年間に十萬町歩に擴大する案であつたのが、この一箇年間の実績を見ますと、昨年九月約十七萬五千四百町歩ありました。擴張されました部面において四五千町歩、一方また食糧事情の逼迫等のために刈取られました面積において同じく四、五千町歩ありまして、總體的面積においては、大體において増減なしというのが現状であります。ところで先般の司令部発表によりますと、七月三十一日の発表でございますが、現在の生絲の需要状況をもつてすれば、當分の桑園の増設といふことはさし控えるべきではないかという意向が發表せられたのであります。たが、その意向せられるところは月々約一萬俵國內に放出するといふ輸出生

絲の状況をもつてするならば、今のところは桑園の増設に努力を傾倒するといふことはいかかなものか、こうした考へに基いてるようであります。ところでただいま申しましたように、五箇年計畫第一年の実績がフランスマイナス差引大した相違がない。擴張を自指したのであつたが、結論においては蠶絲業は現状を維持して第一年は終つたという状況でありまして、そうした結論は司令部においてもあえてなんらこれに修正を施さそうとする意圖をもつておられないのであります。従いまして、本年は約一萬一千町歩を増加する豫定でありましたが、いろ／＼と他の方面の事情等もありまして、はたしてそれだけ計畫通りに達成し得るや否やといふことは、この擴張の方法が強制的の方法を伴つておりませんために、もつぱら教育的に指導するといふ見地を建前としたがために、農民の自主的の自覺にまぢました關係上、はたしてどの程度にまいるかといふことは、今後の情勢によることも少くないのであります。すし、食糧事情の昨今の様相をもつてしますならば、またある程度桑園がもぎ取られるといふことも考えられるのであります。さういふことをすれば司令部の憂慮されたように、現在の需要の状況をもつてむやみに桑園を擴張するのは困るという考へ方と、われ／＼がこの食糧事情の窮迫せらるるに蠶絲業を維持しよう、できれば擴張したいけれども少くとも維持しようとする考へ方と、まいつておられます今日までの努力と、さらに今後の努力との考へ方においで、大した相違がないといふことがだんだん話し合ひの上はつきりわかつてまいつたのであります。ところでさらに

七月三十一日にあつた發表がございれ、おそろく海外までも傳えられたことと思つてあります。その後二週間にして自由貿易が開催され、今日まゝでいろ／＼と日本の輸出に關する問題が各地に行われつつあるのであります。海外よりの情報を司令部について伺いますと、アメリカその他各國より日本の絹に對する需要は相當廣汎に復興しつつあるように考えられるのであります。すなわち羽二重を主とするサテンとかクレープとか、その他いろいろの織物類について廣汎な需要があらります。すし、生絲を自體に對しても、アメリカにおいてももちろんであります。そのほかフランスへの商談も成立いたしましたし、またインドよりも熱心なる要求がまいつておるやうなふり、自由貿易の再開をひとつの轉機といたしまして、海外の日本蠶絲業に對します必要の様相は一種の様變りの様相を呈しつつあるといふことが言えるように見受けられるのであります。従いましてあの發表をそれ自體も、さてわれ／＼が長期計畫をいかに變更すべきかといふ點になつてまいります。本年の問題はさしあたり今の上で司令部との話しも済んでおることでありまして、明年以降さうどうするかといふことになりますれば、時日も一年餘り先のことでありまして、生絲の需要自體もあの發表がありまして一月経たない間に、自由貿易開始後二週間経たない間に、世界各國からの注文が殺到しておるといふやうなこともありまして、それやこれや考へ合せまして長期計畫の實情に即した決定といふことにつきては、さらに慎重に政府とも打合わせの上、決定いたし

たいと思つております。ただ何と申しても、現在面積が當初計畫よりも一萬町歩も減つておりますし、さらに採取面積もある程度考慮に入れなければならぬと、さらに施肥料につきましても、どうも豫定しました數字と、現在安定本部において立案中の數字との間に若干の食違ひ等もございまして、それらの點はよく實情に即するやうに實施計畫を立てたいと思つております。いろ／＼と内外の事情等につきましては、時々變換することもあるのでございまして、こうした實情にあることを申し上げて御諒解を願ひたい、かように考へておる次第であります。

○小林委員 蠶絲局長より蠶絲業の見透しにつきまして非常に朗らかなお話を承りました。われ／＼非常に希望をもつてありまして、政府ががつちり考へ、いろ／＼の方面とのらみ合わせをいたして、今後の蠶絲業の計畫を立てる上に非常にいい情報と私は考へておりますが、この件に關しては農林大臣におかれても、また政府當局におかれても十分蠶絲業の重要性を認識されまして、萬遺憾なきを期していただきたいと思つております。

○平野國務大臣 技術員の問題は單に蠶絲業のみならず、農業全般にわたります。將來日本農業を考へます場合、きわめて、重大なことであります。これらの人々の生活安定を得せしむることとは、國家といたしまして當然のことであると考へます。今農業協同組合に吸収され、あるいは農業協同組合に基いて個々に行われる技術員の待遇等については、即答いたしかねるのであります。御趣意の技術員の優遇問題に關しては、別個の觀點に立ちまして、私としては相當考へるべき餘地がある。また考へたいと思つております。

○農の地盤劃當の問題であります。これは具體的な問題は蠶絲局長から答辨を願ひたいと思つて、大體これは實情に即して、相當に無理のないやうにいたしたいと思つております。何分にも蠶絲業そのものに對する根本的

おるような状態でありまして、これでは技術員がほんとうに本腰を入れて技術指導をやるのが非常に困難なことを思ひますが、こゝろ技術員の經費は國が當然支辨してしかるべきと思ひますが、こゝろ問題につきまして、農林大臣はどういう考へをもつておりますか。もう一つは、從來繭の供出に關して地盤劃當が農林省において行われつつありますが、この地盤劃當は蠶絲業者と養蠶家との間に非常に重要な問題でありまして、また今後いろ／＼の取引の問題につきましても、自由取引といふことが起りますと、なか／＼めんどろな問題になると思ひますが、こゝろ問題に關して農林大臣はどういう考へをもつておりますか、伺いた

たいと思つております。ただ何と申しても、現在面積が當初計畫よりも一萬町歩も減つておりますし、さらに採取面積もある程度考慮に入れなければならぬと、さらに施肥料につきましても、どうも豫定しました數字と、現在安定本部において立案中の數字との間に若干の食違ひ等もございまして、それらの點はよく實情に即するやうに實施計畫を立てたいと思つております。いろ／＼と内外の事情等につきましては、時々變換することもあるのでございまして、こうした實情にあることを申し上げて御諒解を願ひたい、かように考へておる次第であります。

な見透しが種々さまならない當時において、これらの點についても相當遺憾な點があつたらうと思ひます。しかし今後よりやく蠶絲業に關する目標が明らかとなり、將來わが國の蠶絲業の向うべき所が相當に明確になれば、これらの點に關してもつと整頓いたしまして、十分蠶業業者及び製絲業者それらの間において不合理のないようになり、また不満のないように考慮いたしていただきたいと思つております。

かといふことを、まずお聴きいたしたいのであります。

る、たとえば農産物価格はかようになければならぬといふようなことを、農産物価格がきめて交渉してくるというよりも、それは逸脱せる行為であります。この法律をいたしましては、おのずからその法律に従つておるの國體權といふものは明確になつておるのであります。

價格を形成する。こういうことは當然行われるのであります。この農産物協同組合法というものは、この農産物協同組合が、自分の値段を自分できめて、これではなければならぬとか、これはこうといふことはこの法の精神から逸脱するといふことになるのであります。

ありまして、これはあくまでも届出主義でなければならぬと思ひますが、農林大臣はその觀點をどうお考えになりますか。

○北(一)委員 差支えありません。私は農産協同組合法についてお尋ねいたしますが、これは團體交渉權の點であります。實は農林大臣はきわめて自由な立場において設立されるのであるから、これは何でもないといふようなことを言われておりますが、どうしてこの法律案に憲法第二十八條に基くところの團體交渉權を明示されておらない

かといふことを、まずお聴きいたしたいのであります。

○北(一)委員 今農林大臣が逸脱したと言われた根本を教えてくださいたいと思ひます。

○北(一)委員 それでは次に進みます。第二にこの農産協同組合の設立につきましては、これはすべて行政廳の認可とか許可が必要であります。これは協同組合の原則といふものは、あくまでも自發と合意によつてやるもので

○平野國務大臣 この法案は提案の理由でも申し上げましたように、大體届出主義である。また届出主義からいって、可といふものが相當にゆるいといふことは先般申し上げた通りであります。しかし法律の建前をいたしましては、やはり大體において認可をするといふくらの建前であることが、また組合を總合いたしまして助長發展をする上において適當である、かように考えたのであります。

たいと思つております。

○北(一)委員 それでは第一の目的に、憲法第二十八條に基くところの團體交渉權、たとえば農産價格に對しての團體交渉權、そういうものをうたつておきたいと思つておりますが、いかがでございますか。

○平野國務大臣 農産協同組合法に基く團體は營利を對象とするところの事業、あるいは政府運動といふものは認められておるのであります。従つてたとえば御指摘になつた點が私もよくわからないのであります。たとえば農産物をかようなしよといふこと

○平野國務大臣 これは農民ばかりでなく、現在の統制經濟が行われておる場合におきましては、やはりあらゆる物價の價格決定といふものが政府の別個の機關においてつくられておる。これは當然でありまして、農民にのみ獨善的な價格を押しつけるという考え方は毛頭もつておらぬのであります。ただきめられたものが、ときに不公平であつたといふようなことはこれは考へられるのであります。これはこのことをもつてして、農民に價格を官僚が獨善的に押しつけるのだといふことを、ひとつ誤解ないようにお願いいたします。

○北(一)委員 これは行政廳の認可といふことはやはり官僚が頭をもち上げてくる一つのすきといひますか、そういうすきを官僚に與えるといふことになると思はれるのであります。この點農林大臣はいかがですか。

○野澤委員長 北君に申し上げますが、普通ならば理事會の申し合せによりまして、通告の順位がきまつております。通告のある場合は社、民、自、社、民、自、それから共、第一、

○北(一)委員 なんぼあると言われても、法律に書かれていなければならぬ、これはないものと當然私は思ひます。これはどういふわけになりますか。

○平野國務大臣 これは農民ばかりでなく、現在の統制經濟が行われておる場合におきましては、やはりあらゆる物價の價格決定といふものが政府の別個の機關においてつくられておる。これは當然でありまして、農民にのみ獨善的な價格を押しつけるという考え方は毛頭もつておらぬのであります。ただきめられたものが、ときに不公平であつたといふようなことはこれは考へられるのであります。これはこのことをもつてして、農民に價格を官僚が獨善的に押しつけるのだといふことを、ひとつ誤解ないようにお願いいたします。

○平野國務大臣 これは農民ばかりでなく、現在の統制經濟が行われておる場合におきましては、やはりあらゆる物價の價格決定といふものが政府の別個の機關においてつくられておる。これは當然でありまして、農民にのみ獨善的な價格を押しつけるという考え方は毛頭もつておらぬのであります。ただきめられたものが、ときに不公平であつたといふようなことはこれは考へられるのであります。これはこのことをもつてして、農民に價格を官僚が獨善的に押しつけるのだといふことを、ひとつ誤解ないようにお願いいたします。

○平野國務大臣 御心配になるような點は絶対にないと思ひます。多少許可といふような字句が使つてありましても、逆の方面から申しますれば、それは農民はただ自由に團結させれば生産力が發展するといふものではないのであります。先般も申し上げた通り、技術の指導とか、農産の機械化であるとか、肥料の問題であるとか、土地改良であるとか、あるいは有畜農業の家の導入であるとかいふような萬般の問題については、政府の施策また協同組合に對して相當大きな影響をもつのでありますから、あなたのおつしやるように、この法文に多少の許可權を政府がもつておるからといつて、それがすぐ農民の自主的な立場を壓迫するといふようなお考え方は、少し行

○北(一)委員 差支えありません。私は農産協同組合法についてお尋ねいたしますが、これは團體交渉權の點であります。實は農林大臣はきわめて自由な立場において設立されるのであるから、これは何でもないといふようなことを言われておりますが、どうしてこの法律案に憲法第二十八條に基くところの團體交渉權を明示されておらない

かといふことを、まずお聴きいたしたいのであります。

○北(一)委員 今農林大臣が逸脱したと言われた根本を教えてくださいたいと思ひます。

○北(一)委員 それでは次に進みます。第二にこの農産協同組合の設立につきましては、これはすべて行政廳の認可とか許可が必要であります。これは協同組合の原則といふものは、あくまでも自發と合意によつてやるもので

○平野國務大臣 この法案は提案の理由でも申し上げましたように、大體届出主義である。また届出主義からいって、可といふものが相當にゆるいといふことは先般申し上げた通りであります。しかし法律の建前をいたしましては、やはり大體において認可をするといふくらの建前であることが、また組合を總合いたしまして助長發展をする上において適當である、かように考えたのであります。

○野澤委員長 北君に申し上げますが、普通ならば理事會の申し合せによりまして、通告の順位がきまつております。通告のある場合は社、民、自、社、民、自、それから共、第一、

○北(一)委員 なんぼあると言われても、法律に書かれていなければならぬ、これはないものと當然私は思ひます。これはどういふわけになりますか。

○平野國務大臣 これは農民ばかりでなく、現在の統制經濟が行われておる場合におきましては、やはりあらゆる物價の價格決定といふものが政府の別個の機關においてつくられておる。これは當然でありまして、農民にのみ獨善的な價格を押しつけるという考え方は毛頭もつておらぬのであります。ただきめられたものが、ときに不公平であつたといふようなことはこれは考へられるのであります。これはこのことをもつてして、農民に價格を官僚が獨善的に押しつけるのだといふことを、ひとつ誤解ないようにお願いいたします。

○平野國務大臣 これは農民ばかりでなく、現在の統制經濟が行われておる場合におきましては、やはりあらゆる物價の價格決定といふものが政府の別個の機關においてつくられておる。これは當然でありまして、農民にのみ獨善的な價格を押しつけるという考え方は毛頭もつておらぬのであります。ただきめられたものが、ときに不公平であつたといふようなことはこれは考へられるのであります。これはこのことをもつてして、農民に價格を官僚が獨善的に押しつけるのだといふことを、ひとつ誤解ないようにお願いいたします。

○平野國務大臣 御心配になるような點は絶対にないと思ひます。多少許可といふような字句が使つてありましても、逆の方面から申しますれば、それは農民はただ自由に團結させれば生産力が發展するといふものではないのであります。先般も申し上げた通り、技術の指導とか、農産の機械化であるとか、肥料の問題であるとか、土地改良であるとか、あるいは有畜農業の家の導入であるとかいふような萬般の問題については、政府の施策また協同組合に對して相當大きな影響をもつのでありますから、あなたのおつしやるように、この法文に多少の許可權を政府がもつておるからといつて、それがすぐ農民の自主的な立場を壓迫するといふようなお考え方は、少し行

○北(一)委員 差支えありません。私は農産協同組合法についてお尋ねいたしますが、これは團體交渉權の點であります。實は農林大臣はきわめて自由な立場において設立されるのであるから、これは何でもないといふようなことを言われておりますが、どうしてこの法律案に憲法第二十八條に基くところの團體交渉權を明示されておらない

かといふことを、まずお聴きいたしたいのであります。

○北(一)委員 今農林大臣が逸脱したと言われた根本を教えてくださいたいと思ひます。

○北(一)委員 それでは次に進みます。第二にこの農産協同組合の設立につきましては、これはすべて行政廳の認可とか許可が必要であります。これは協同組合の原則といふものは、あくまでも自發と合意によつてやるもので

○平野國務大臣 この法案は提案の理由でも申し上げましたように、大體届出主義である。また届出主義からいって、可といふものが相當にゆるいといふことは先般申し上げた通りであります。しかし法律の建前をいたしましては、やはり大體において認可をするといふくらの建前であることが、また組合を總合いたしまして助長發展をする上において適當である、かように考えたのであります。

き過ぎたお考えであると考えられるのであります。われ／＼はあくまでさよらな心配のないようにこの法案を運用していきたいと思ひます。

○北(二)委員 次の問題に移ります。農業協同組合の連合会から金融機關を取上げるとの法文にありますが、これは協同組合が將來發展する上におきまして非常に阻害になると思ひますが、これはどういふ理由で金融機關を省かれたか、御説明願ひたいと思ひます。

○平野國務大臣 この法案をつくる場合に、生産事業を行ふ團體と金融機關といふものは切離すことが當然である、こゝういふ見解が非常に強かつたのであります。つまり生産事業と金融面といふものは分離する。こゝういふ原則が相當強くなつたのであります。こゝういふ原則が相當強くなつたのであります。こゝういふ原則が相當強くなつたのであります。

○北(一)委員 次に役員任期を一年とした理由を御説明願ひます。

○平野國務大臣 これは特別に一年とした法的根據といふことになりませんが、一年が正しいのか、二年がよいのかといふ問題について相當議論があると思ひますが、とにかく民主的なる團體でありまして、大體徳望あり、またその組合の役員として適當なる人は當然再選される。従つてつまり選挙の回数が一年々々あることがむしろ役員が民主化されるというよりな趣意において一年としたのであります。これには特に一年としたという意味は、さういふ意味より深いものはないのであります。

○北(二)委員 これで大體私の質問を終わりますが、今一番先に質問した團體交渉権のことについては、なお私黨に歸つて、黨の人々といふ／＼懇談してこの次の機会に御質問申し上げたいと思ひますので、さういふ御了承願ひたいと思ひます。

○野澤委員長 お諮りします。的場、北兩委員から農産物中味取引に關する緊急質問をされたらと思ひますが、これを許すに御異議ありませんか。

○野澤委員長 それではこの緊急質問を許します。北君。

○北(一)委員 現在酒、タバコ、肥料、油、油脂、すべてこれは中味取引であります。農産物におきましても、これは中味取引にしたいと思ひますが、さういふことを言われておりますが、これは無償で返すのですか、ちよつとお伺ひします。

○平野國務大臣 今農林大臣がきめようとしておるところの米價は非常に安い。安いからどうしてもこれは俵やかますなどにおいて、少しでも農村に價格の補助をしてやりたいといふ話であります。農林大臣はこの點いかがお考えですか。

○平野國務大臣 御指摘のように、最近におけるあらゆる品物が中味と器を區別されて取引されている、たとえ酒においては一升の瓶が非常に高價に賣買せられてゐる。かような現貨の上立つてみるに、農民の生産品である米、麥などの器、すはわち俵といふものも、これは相當高價な代價を拂つてこれを農民がつくつておるのであります。こゝういふことは當然である、考へるといふことは當然である、かように考へておるのであります。従つて米價を決定する等の場合におきまして、これらの問題を相當考慮に入れて農林大臣としては考へたい。かように思つておるのであります。ただこの際一言申し上げておきたいと思ひます。わが國の現段階における米、麥等の、いわゆる農産物價の價格決定は、農林大臣一存ではまいらぬのであります。これは御承知の通りあくまで物價廳にあるのであります。この點を一つよく御了承願ひたいと思ひます。農林大臣がいかに考へましても、價格の決定は農林大臣一存でいくものではない。こゝに一つとくと御了解を得ておきたいと思ひます。

○北(二)委員 農林大臣は容器を無償で返すといふことを言われておりますが、これは無償で返すのですか、ちよつとお伺ひします。

○平野國務大臣 たいだいま無償で返すといふ言葉は用いておりません。他のいろ／＼な品物の場合においても、中味と容器といふものは區別をされて取引をされてゐる、こゝういふ現貨をわれわれはよく知つてゐる。従つて農民の生産品についても、たとえば米、麥等の俵、かますといふようなものについても、相當考へなければならぬ、かような表現をしたのであります。しかし農産物價の價格決定といふものは、農林大臣一存ではまいらぬのであります。最後決定は物價廳において決定される。このこともまた十分御考慮願ひたい、かように御答辯申し上げたのであります。

○的場委員 今の質問に關連はしませんが、私も、私一つ農林大臣にお尋ねしたい。これは二十一年であつたと思ひますが、福岡において農民達が奮起いたしました。農産物といふ旗印のもとに、中味取引でなければ米を渡さないといふので、當國も相當慌てましたが、ついに福岡においては解決ができました。農林省の食糧管理局で、長官以下關係者が立會つて約束があつたのであります。そのときに中味取引をする、中味と包装とは別に値立をするといふ約束であつたのであります。ところがその後この問題はそのまま實行されなかつた。これは二十二年一月二十七日であります。このことが實行されなかつたので、さらに七月二十六日に寺崎、中村兩代議士も加つて、これら農産物連の人達が全國的に手をつないで、全國農産物連の責任者がこれに加つてさうに相談をしたときに、平野農林大臣ははつきりと容器は無償で返す、し

かし現品で返せない分は金で一枚八圓保證するとはつきりとお引受になつたのであります。それが今日に至るも品物でもお返しはなく、八圓どころか圓もお返しはない。こゝういふたうなことは一體どういふ解釋でこゝういふことになつたのか。私ももちろん農林省だけで農産物價が決定するものとは思つておりませんけれども、一應責任大臣がこゝういふことを發表なさつた以上は、それができなければできない理由を、はつきりとこれらの約束をなさつた方面へ發表なさつて、御了解を得られなければならぬものではないか。ただ一方的に約束をしておいて、あとではできなかつたときに黙つておるといふような理窟は成り立たぬと思ひますのであります。この間も東北水害地において米の値段を發表なさつておりましたが、やはり同じようなことであるならば、どうも權威のないことになるのではないか。こゝう考へまして、この容器の問題、中味取引の問題については、二人の代議士までも加つて相談があつた事項でありますから、責任ある御答辯を願ひたいと思ひます。

○平野國務大臣 誤解のないようにはつきり申し上げておきます。私は八圓といふような金額を返して返すといふようなことは言ひたいと思ひませんが、これは當時陳情なすつた方が、あるいは八圓なり何がしといふことをおつしやつたことは耳にいたしておりましたが、私はかように申し上げたと思ひます。全部無償で返したいといつても、それは俵を返せない場合には金でこれを換算する場合は考へられる。しかしこのことは私一存でいかな

いが、農林大臣としてあなた方の御希望に従うような方法をとつていきたい。こう申したので、そのとき私の一存で俵は返すとか、八圓でやるということがあるはずがない。私はあなた方の御意見には賛成であるから、かような方向になるべくもつていきたい。そういふことをお約束したのであります。そこで私の意見を申し上げますが、俵は現在において供出の途上にあるときに、かようなことを発表いたしますことは、また現実に実行いたしましたことは、相當に諸般の影響があるものであります。私はこの問題を決定してこの結末をつけるには一定の時期があるから、かように考えるのであります。また農林省におきましては、私ばかりでなく係官がこの問題については相當真剣に考えておるのであります。これをあまり政治問題的にお取扱いを願つて、むしろ混亂を惹起しないようにお願ひいたしたい。われ／＼はあくまでも容器とそれから中味の問題については、他の取引がかよになつた今日においては、農民の生産品についても相當これを考慮する要ありということとは固く信じておるのでございます。

その誤解のないように願ひたい。それから第二の點であります。東北水害の見に行つて私が米價の問題を言つた、こういう記事がしば／＼新聞に載るのでありますが、これはあくまで東北水害の見舞に行つたときばかりでなく、あらゆる機会におけるところの問題として米價問題が出ますが、私はいまだかつて米價を何圓にするというやうな大それた答辯をしたことはいないのであります。たとえば二千圓であるとか、あるいは千八百圓というやう

な値段は、農林大臣一存できまらないということは、あまりにもよく知つておる私が、そうすると言つたことはないと申します。ただ先方の方で千八百圓か、二千圓か、こう問われるので、私はなるべくあなた方の御要求に従いたい。農林大臣といたしましては生産農民の利益を代表する點においては断じてやぶさかでない。こう私が言つたのであります。これを聞いていた人が平野は二千圓、あるいは千八百圓と言つたと言われるが、これは今後しばしばあることでもありますから、誤解のないように願ひたい。農林大臣の方に値段をぶつけておいて、私が善處するといふことを言つたことをもつて、平野は二千圓と言つた、千八百圓と言つたといふことになれば、農林大臣としては答辯のしようがなくなる。農氏の立場を擁護するといふことにおいては、農自身身の諸君に劣らない立場をもつて善處いたしますが、どうか價格を何圓と農林大臣が言つたといふことを、こういう委員会で言つてお實めになることはお許しを願ひたいと思ひます。

○的場委員 お話でよくわかりました。が、今の中味取引の問題について、大臣は誠意をもつておやりくださるよりに受取れますのでこれ以上は申しませぬが、今の陳情したりあるいは相談をいたした人たちの話が、ち／＼はぐになつて離離した點もあるいはあるかもしれないけれども、まづたかないことを申し上げるわけではないのであります。て、そういう誤解の起りやすいやうなことは、今後誤解の起らぬやうに、親切に指導せられながらお話を願ひたいのであります。なお米價の問題についても、われ／＼以上に真剣にひとつ農

家の立場になつて考えてやるという話で、本日の質問に對する答辯は私大變満足に思う次第であります。どうぞこれらの諸點については、さらにお骨折りをお願ひしまして質問を終ります。○野澤委員長 本日はこれにて散會いたします。明日は午前十時から本議案の審議を續けます。

午後四時三十一分散會